

告 示

埼玉県告示第千八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

「店舗への誘導路を二五四バイパスに沿って十分確保すべきである」

埼玉県は、住民から出される意見を斟酌し、大規模小売店舗立地法第九条、十条を適正に運用されることをまず望む。ららぽーと富士見は、少なくとも十キロメートル圏内からの集客を見込み、四千六百台を収容できる大駐車場を整備している。店舗周辺は、市民が出入りする市役所、救急指定を受けている総合病院や消防署、文化施設等の重要施設があるうえ、閑静な住宅街、農地が広がっている環境にあることから、来店する車の渋滞・混雑を避ける措置・対策が最大限にとられなければならない。店舗への来店車の出入りについて三井不動産の資料では、二五四バイパスが大半になっていることからバイパスに沿った店舗への誘導路の十分な確保が必要と考える。それは、店舗へのスムーズな出入りを助ける、バイパスの他の走行車への影響緩和、周辺市内道路の混雑緩和、大量の車、また混雑・渋滞をさけることで排気ガス対策の効果が期待できる。ところが、三井不動産の誘導路計画は、交差点1（新設）からみて新座方面に約七十メートルの一本、川越方面に約九十メートルの二本（あわせて百八十メートル）である。これでは、せいぜい十数台、二十数台分ではないか。三井不動産は、土・日・祝日のピーク時を予想したデータを示して「渋滞の心配なし」としているが、来店車がどの位の時間で駐車場に停車するのかの試算・目標も持つておらず無責任ではないか。これまで建設計画の説明会でも少なからぬ市民から「もっと長い誘導路を」の要望に対して誠意ある対処をしてくれなかった。埼玉県は、入間市の大型ショッピングモール周辺の大渋滞を想起し、三井不動産の誘導路計画の根拠をたたくべきである。県・市は責任ある調査・検討をして国にも

必要な働きかけをし、バイパス周辺の農地地権者の理解・協力をえて、三井不動産を良く指導して次のような措置をとられるよう要請したい。

- ・新座方面 新河岸川を渡った付近から誘導路を確保する
- ・川越方面 ふじみ野市鷺森（さぎのもり）高架橋を過ぎた付近から誘導路を確保する

「誘導員の配置計画は状況判断をして柔軟におこなうとともに目標をもって行うべき」

交通整理を行う誘導員の配置について、「適切な位置に必要なに応じて」、「歩行者及び自転車の事故がないよう安全に」、「オープン時や休日等の繁忙時には増員し」、「誘導員の配置計画については所轄警察署等を含めた関係者と協議」して決定するとしているのは当然であるが、具体的な目標をもった設置基準を示す能动性、主体性が必要なのではないか。

前項でふれたように、来店車の各出入口と駐車場間の所要時間を設定し、電光標示板、誘導員の配置で混雑・渋滞をさけるべきである。二五四バイパス、市内道路、店舗内リングロードをスムーズに通行させることが必要。三〇五分以内で出入り可能とすべき。埼玉県は三井不動産に具体的計画をもつよう指導してほしい。

「周辺交差点への影響評価は、専門家・学識経験者の科学的知見を集め、必要な対策を」

周辺交差点への影響評価について、来店車の出入ピークの休日十五時台を検討時間帯にし、現況調査による交通量に、計画によって発生する来店帰宅交通量を加えたものを計画完成後交通量にみて、各交差点（四力所）の交差点需要率で評価、信号処理の限界値〇・九を下回っているから、交通処理は可能としている。三井不動産に確認したところ〇・九は一回信号待ちをすれば通行できるという。しかし交差点2、3、4は至近距離にあり、相当な混雑・渋滞が危惧されている。県道の混雑・渋滞は、市道五一三七号線、市道七二号線等周辺道路に大きな影響が出て、周辺環境、消防車・救急車の通行も心配される。埼玉県は、三井不動産の算出根拠をただし、必要な調査・検討を。

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター